



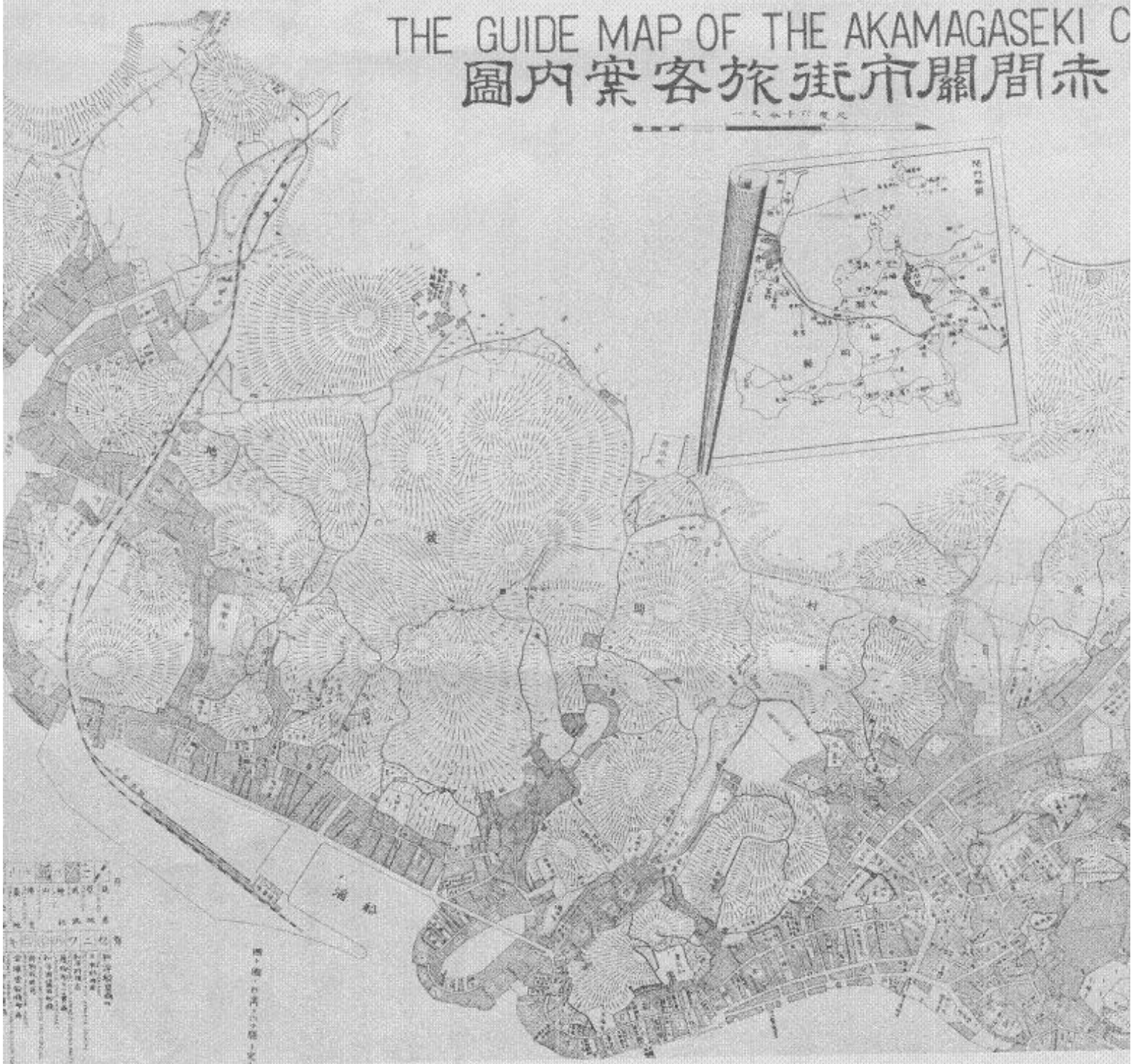
第25号
59. 5. 20

会報

やまぐち

発行所
山口市駅通り2丁目9番15号
山口県土地家屋調査士会
TEL山口225975
発行者 敏夫
会 長 好 所
刷 三 好 敏 夫
社 萩市川島3区414
TEL萩21103

THE GUIDE MAP OF THE AKAMAGASEKI C
圖内案客旅街市關間赤



写真は下関の古地図

山口県土地家屋調査士会

提 案

会 長 三 好 敏 夫



土地の増築等の重要性は、所有者の誰もが知っている。しかし公園として管理していても、しかも誰もが増築費をあると認めることが出来る物にはなっていない。所有者は境界を

明確にしたが、境界を多分に持つて居るが、出資することを躊躇している。それは金がかかると言うことであるが、隣地所有者との話し合いで済むものが多い。しかし、ある程度は、大抵の所有者は相手方からの申入れを待っている。だから、思いで境界を明確にした方が、不都合を蒙るという事柄が多い。調査士としても、境界を定めることは、増わしい事件である。その二つの他家として、行政境界の立証が終了した。心算が、又調査費を非設すること。表立分筆等調査員が必要。調査には必ずしも、又、性を確保すること。此の様な作業を調査士が先頭に立つて進捗することは、出来ないうのか。或は、準則改正等により、手続と費用がなされたら、この様な事を、国民の財産管理上での求める点を、調査士が主張すること。行出来ない。

もう一つ、家屋建築に際して建築士に責任を押し付けて、

することについて、過日種申会に提案したところ、調査士会が、建築士に案内書を送付して、PRをすることがよいと意見もあつた。が、五八年計表の数字から見ると、年間一三、二七七坪であるから、PR取組費と分断送料を見つると、年間七百方坪と職員一人が必須となつて来る。会員一人当り月千円の会費を領上して、年間三百三十四坪の収入となるから、一人当り月三千円の領上をしなければ、千万円を集めることが出来ない。PRと言うことは、金がかかる。以上二つを提案して、会費間に於て、大いに討論をして頂き、確光を見出したものである。

ちなみに山口郡の建築許可件数を掲げる。

山口県建築確認許可		調査士五年計表			
	下関を待く	下関市	表層表示	区別	床面積変更
五五年	一四、三三	三、〇〇	三、一八	三、一八	三、一八
五六年	一四、三三	三、〇〇	三、一八	三、一八	三、一八
五七年	一四、三三	三、〇〇	三、一八	三、一八	三、一八
五八年	一四、三三	三、〇〇	三、一八	三、一八	三、一八

本部だより

公共事業部

公共事業部部长 乗川 良介

小生昭和五八年度徳山支部総会において、六年間の支部長を退き、即本部署に推挙され、昭和五八年七月九日開催の本部署理事会で公共事業部を担当する様、会長より拜命、久々本部のお手伝いをさせて頂くこととなりました。会員の皆様、よろしく御指導下さい。

山口会の公共事業部は昭和五六年度から、企画部の内に併部され、爾來、事業目標も、ほぼ同じくして今日に至り、これを引継ぐ形で、今年度、総務部から独立した厚生部と共に、一人前をさせられた、言ば一年生の部であります。

この間約十ヶ月は、日調連の動き、公共嘱託登記委員会との関係、につき整理し、公共事業部の、今後のあるべき姿につき研究、模索に終始した感がするものであります。

昭和五八年度の公共事業部の事業計画は、四項目に渡り決議されていたものであります

が、公共嘱託委員会との接点において、我が部のみで活動出来ない部分、日調連の動向に委ねるもの等が多く、活動に実が上らなかつたのが実情です。過去の活動状況を見ても、これと言った活動をされた様子もなく、又活動も出来なかつた事も事実であつたと思えるのであります。これも前述の通り、日調連の動き待ち、公共嘱託登記委員会の補佐役としての活動が多かつた為ではなからうかと思われまふ。

今小生過去を反省し、今後の公共事業部のあり方を考える時、大変なお仕事をお受けしたものだと思つてゐるものです。

又反面、何か部活として一人歩き出来るものは無いものかと模索して来たのがこの一年間であつた訳であります。

来年度は、この様な事から一考変つた事業に取組んで見たいと考えています。勿論の事ですが、新しい試みをする為には、理解と協力なしでは、絶対に成功し得ないものであり、会員皆様の御協力、御指導を、お願致す次第であります。新しい事業と申しますのは、公

共団体の取得する土地の調査、一筆地測量、取得用地境の境界標の埋設作業の獲得、等々今までの、公嘱登記の受託以外の公共作業の受託に関する研究であります。

本来これらの作業は外注され、測量会社が受注して来たものでありますから、この受注に対しては、測量業協会の反対も考えられ、たやすく発注機関も、右から左にと我々調査士会に転換して戴けるものではないと思ひますし、仮に発注の方向付けが出来たとしても受入態勢の確立にと、多々問題点はあると思ふものであります。今日の嘱託登記の粗悪により、我々調査士が隣地を分筆する時、日夜苦勞を重ねている現況から開放される道は他にないものと思ひ、重荷と知りつつ、あえて提言して見たものであります。

会員諸兄の協力の基、関係各官庁の理解を得るべく、表示登記の専門家として、取組んで見たいと考えています。

御指導と協力を重ねてお願致します。

厚生部

厚生部長 細野 毅

厚生事業は、重点施策として理解されない面もありますが、社会情勢に対応して会員の連帯意識と親交の輪を拡げ、共存福利の目標を掲げています。

(一)、各種の社会保険制度の対策に処して会員方のアンケートをお願いし、補助者雇用の状況も合わせて整理集計しましたが、三〇パーセントの無回答者を含めて検討に取組んでいます。

1、山口会互助会は五年を経過しましたが、証紙会計よりの繰入金を加えて順調に運営されており、資金の高率化、会員への優遇を画して規則の改正を考えています。脱会者十二名一一二万円給付しました。

2、日調連団体定期保険は十五回の更新を経て現加入者八七名、補助者六四名で百万円四二三口であり、入院給付一名、長寿祝金六名で余剰配当金三二六万円余になっていきます。

3、日調連自家共済は全単位会加入目標で充実が進められています。山口会は死亡弔慰金四名、一一〇万円、廃業者給付は九名であります。

4、損害賠償責任保険加入者は八三名で賠償給付二件で測量ミス補償三八二、四〇〇円、車輻損傷事故一九九、〇〇〇円でありました。

5、休業補償保険加入者二二名、補助者二四名で受給者無しであります。

(二)、高令者会員福祉優遇措置による該当者十三名で入院会費減免者三名であります。
(三)、会員親睦のレクリエーション行事について

1、司調共催囲碁会を八月二八日司調会館にて実施、参加者十六名でありました。
2、司調合同ソフトボール大会は下関市長府で開催、十一チームにより、萩支部三連覇で盛況裡に終り関係者方に御苦勞を煩わせました。

3、山口市内名所探訪初行事は家族共参加で三四名、歴史館長内田伸先生の案内で終日を楽しみました。

4、二月二六日、特別会員研修会に厚生部も事業の内容説明で参加しました。以上

企画部

企画部長 溝口 保二

企画部長を命ぜられ早くも一年が過ぎようとしていますが、この間報酬問題、区分所有法改正に伴う登記実務及び報酬の説明会、又事務研修として実務に於ける民事上の問題点及び損害賠償について、日調連顧問弁護士である大西先生をお迎えし研修を行い多数の御出席を頂き、大変有難うございました。尚、当日、区分所有法の改正点及び報酬についての説明の時間が充分とれず会員の皆様には大変ご迷惑をおかけ致しました事、紙面をかりてお詫び致します。

山口会は現在報酬額運用規程が昭和五六年九月一日実施されたものを改正し運用している状態で報酬額の統一を計る為、境界杭の設置費用及び官民境界に於ける境界確認費用等附則の項を統一すべく準備したところ、中国ブロックに於て運用規程の統一をと、会長会議で決議がなされ現在各会の実情に合せ調整中の為、いましばらく御辛抱願いたいと存じます。これから一年、任期満了まで自分なりに努力致す所存でございます。どうぞ宜しくお願ひ致します。

支部だより

下関支部

無敵 栄介

昭和五十八年度の事業計画の一環として第四期支部研修会を二月二十八日(土)午後一時より五時半(室町八十五郵便局社会館)において行われ、出席者三二名、出席率六二％の成果であった。内容は改正区別建物登記に関する申請書と実地詳細について、講師として支店企画委員の橋本俊夫が隔日によって行われた。下関支部に於いては、ばいり所存法について、



今回が三回目でもありかなりの場下びたが、我々もより、相当の成果を得た。又其の後關東土の内外用員等の情報交換として、「アイデア」部員用員用の無報酬、コンナリーと伝説のアイデア六用員等の情報が紹介され、ユーモアを交えた親睦の場としての研修会を持つ事が出来た事は今後の活動の基盤に当る注目すべき事を感じた。

又、拡大機少コピー、製図用具等販売事業は、本社より指示説明もあって、後進的な研修会となつた。

昭和五十八年度事業も一応事業計画通り消化したが、これもみな企画委員会のメンバーの努力によるものであり、会員の協力あつてのことである。昨年度は執行部は入れ替わつたが、企画委員会の委員はほぼ再任をお願いし、中堅の会員による構成で、企画委員長を中心に各委員が一回づつの研修企画を分担し、四回にわたり研修が実施された。

八月六日、七日の二日間にわたり湯野温泉国民宿舎「湯野荘」において溝口企画部長を招へいして懇談会ならびに報酬に関する研修会を行った。

あらかじめ報酬に関する例題を作成し、全会員から提出してもらい、模範回答と比較して、バラツキをチェックした。

十月七日は徳山税務署の資産税部門の統括国税調査官を講師にお願いし、不動産に関する税務、とりわけ不動産の評価、租税特別措置法第三七条による資産の買換え、公共用地の収用に関する課税等について説明していた。

だいた。

一月二十二日は実技研修で、昭和五十四年に設置された黒岩地区地区混乱地域の図根点のチェックを行い、滅失個所の復元を行った。この事業は今回限りということではなく、今後も継続的に実施していきたいと考えております。

三月三日は法務局との合同協議会を開催し、宮地統括登記官、各出張所長、支局登記官ご出席のもとに、会員から提出された設問を中心に協議が為され、直接業務に関連した問題が討議されました。

此回は会員からの設問がなかなか集まらず企画委員会も大変苦労されたようですが、一部会員の御協力により、なんとか開催することができました。

ただし、研修会の中ではこの協議会の出席率がいつも一番良く、今回も五十名中三十五名の出席がありました。

以上が、五十八年度の事業計画にもとづいたものでしたが、それ以外に黒岩地区土地調査測量登記作業が会員十三名の参加のもとに実施されております。

土地調査士法施行規則

(昭和54年法務省令第53号)

旧	改正
<p>(補助者)</p> <p>第二十条 調査士は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長の承認を受けて、その業務の補助をさせるため補助者を置くことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項の承認を申請するには、補助者となるべき者の履歴書及び住民票の写しを添えた申請書を、所属の調査士会を經由して、法務局又は地方法務局の長に提出しなければならない。</p> <p>3 調査士会は、前項の申請書を受け取ったときは、意見を付して、遅滞なく、これを法務局又は地方法務局の長に送付しなければならない。</p> <p>4 法務局又は地方法務局の長は、必要がある場合には、いつでも第一項の承認を取り消すことができる。</p> <p>5 調査士は、補助者を置いたときは、遅滞なく、その旨を法務局又は地方法務局の長に届け出なければならない。補助者を置かなくなったときも、同様とする。</p>	<p>(補助者)</p> <p>第二十条 調査士は、その業務の補助をさせるため補助者を置くことができる。</p> <p>2 調査士が置くことができる補助者の員数は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長がその管轄区域内に設立された調査士会の意見を聴いて定める。</p> <p>3 法務局又は地方法務局の長は、特に必要があると認めるときは、調査士が前項の規定により定められた員数を超える員数の補助者を置くことを許可することができる。</p> <p>4 前項の規定による許可を申請するには、その理由を記載した申請書を、所属の調査士会を經由して、法務局又は地方法務局の長に提出しなければならない。</p> <p>5 調査士会は、前項の申請書を受け取ったときは、意見を付して、遅滞なく、これを法務局又は地方法務局の長に送付しなければならない。</p> <p>6 法務局又は地方法務局の長は、必要がある場合には、いつでも第三項の規定による許可を取り消すことができる。</p> <p>7 調査士は、補助者を置いたときは、遅滞なく、その旨を所属の調査士会を經由して、法務局又は地方法務局の長に届け出なければならない。補助者を置かなくなったときも、同様とする。</p>

山口地方法務局管区・職員名簿 (昭和59年4月1日現在)

徳山支局

支局長 三浦 実義
 支局長補佐 下瀬 寛
 総務係長 飯田 孝
 統括登記官 宮地 弘文
 登記官 広中 章人
 ・ 早川 美朝
 登記専門職 西本 紀美子
 ・ 藤井 照夫
 ・ 河村 保
 ・ 山本 隆
 供託専門職 西村 昭博
 登記専門職 斉宮 英敏
 係員 宇野 秀穂
 ・ 植村 治穂
 ・ 中嶋 周一

新南陽出張所

登記官(所長) 故多野 忠
 登記専門職 小山 桂
 ・ 竹内 基晴
 係員 小野 一夫

光出張所

登記官(所長) 海嶋 為夫
 登記官 保坂 一男
 登記専門職 安田 謙
 係員 高松 恵子
 ・ 中本 正和

登記専門職 河村 雅子
 ・ 原田 敏直
 係員 松永 憲昭
 ・ 岡村 邦子

徳地出張所

登記官(所長) 石崎 親男

美東出張所

登記官(所長) 小川 寿光
 登記専門職 守永 辰夫

美祿出張所

登記官(所長) 飯田 謙
 係員 井上 進

阿東出張所

登記官(所長) 木下 恒雄
 登記専門職 有田 知

登記官 天河 正雄
 ・ 河合 佑一
 登記専門職 藤井 和博
 ・ 吉武 大治
 ・ 林 隆康
 係員 吉村 智恵子
 ・ 遠端 浩生

戸籍課

課長 葛石 芳身
 戸籍係長 岩谷 利彦
 困籍係長 橋本 明
 係員 金子 邦人
 ・ 山縣 龍彦

供託課

課長 川崎 卓朗
 供託係長 藤井 欽也
 供託専門職 西村 和子

訟務課

課長 溝下 正高
 訟務専門官 藤井 孝
 ・ 末広 利夫
 ・ 石田 善一

人権擁護課

課長 有元 孝
 人権擁護係長 片山 芳人
 人権相談主任 井上 順徳

防府出張所

統括登記官(所長) 宮内 誠行
 登記官 松坂 義人
 ・ 阿座上 弘一
 登記専門職 近藤 芳成

山口地方法務局

局長 長谷野 和之

総務課

課長 滝本 謙男
 課長補佐 堀江 安行
 庶務係長 武下 謙
 人事係長 中野 久雄
 係員 高井 静子
 ・ 松原 純生
 ・ 有吉 清
 ・ 岡崎 祥子
 ・ 宇野 り子
 自動車運転手 三津田 義真

会計課

課長 清水 龍三
 主計係長 中野 三男
 用度係長 山崎 一男
 営繕主任 藤井 晴生
 係員 野村 幸子
 ・ 松下 衛
 ・ 佐伯 正博
 ・ 橋 敦夫
 電話交換手 阿武 美代子
 庁 婦 富田 礼子

登記部門

首席登記官 道祖本 孝雄
 統括登記官(第1) 大野 英雄
 統括登記官(第2) 寺岡 保
 表示登記専門官 増本 正博
 登記官 立花 繁美
 ・ 植杉 初枝

宇部支局

支局長 石田 正幸
 支局長補佐 下井 義夫
 総務係長 佐伯 誠人
 統括登記官 阿川 真悟
 登記官 小林 叶
 。 赤政 忠文
 登記専門職 釜谷 和代
 供託専門職 安宗 厚子
 登記専門職 福永 馨
 。 永田 一義
 。 藤田 英夫
 。 村田 光男
 。 浅原 勉
 。 中村 和彦
 。 岡本 隆
 係員 山田 謙治郎
 。 平尾 輝彦

山陽出張所

登記官(所長) 森脇 一整
 登記専門職 小野 孫樹

小野田出張所

登記官(所長) 竹島 逸夫
 登記専門職 河村 礼子
 。 高杉 伸夫

下関支局

支局長 佐堂 前正紀

総務課

課長 吉田 光義
 総務係長 水津 憲治
 供託専門職 兼安 典子
 。 岩本 一右
 。 田中 貴治

登記部門

統括登記官 柴屋 茂信
 登記官 伊勢本 敬治
 。 山崎 力
 。 山崎 清正
 。 松村 実子
 。 中野 宏雄
 主任登記専門職 和太 悠
 登記専門職 中川 綾子
 。 斉藤 俊英
 。 藤川 京子
 。 三崎 信行
 。 田中 昭
 。 国沢 富三郎
 。 久富 豊広
 係員 藤井 茂
 。 西山 義治
 。 藤木 修

豊北出張所

登記官(所長) 矢田部 悟
 係員 滝村 剛

豊田出張所

登記官(所長) 竹内 忠夫
 係員 藤山 政志

岩国支局

支局長 白沢 茂昭
 支局長補佐 松田 昭義
 総務係長 杉村 清雄
 登記官 木村 悟
 。 前田 和美
 供託専門職 石崎 博子
 登記専門職 中川 洋二
 。 山本 朋夫
 。 富永 勝彦
 。 小野村 悟
 係員 重田 勉
 。 町田 圭司
 。 小山 高

周東出張所

登記官(所長) 尾崎 昭夫
 登記専門職 林 彰夫
 係員 原田 隆男

錦出張所

登記官(所長) 中野 好彦

柳井出張所

登記官(所長) 金子 昭典
 登記官 伊藤 久行
 登記専門職 岡 道子
 登記専門職 有熊 和郁
 。 武吉 勉
 係員 原沢 源一

久賀出張所

登記官(所長) 大井 馨
 係員 藤井 隆弘
 。 岡田 勝美

萩支局

支局長 小川 檢
 総務係長 品川 寿典
 登記官 五木 万真
 。 林 啓二
 供託専門職 森脇 秀仁
 登記専門職 藤永 幸成
 。 岡藤 康通
 係員 池水 真
 。 原田 邦夫
 。 大島 隆

須佐出張所

登記官(所長) 長弘 毅
 係員 津森 正義

長門出張所

登記官(所長) 大崎 正則
 登記専門職 横山 好信
 係員 山本 智之
 。 木村 宇

中国、上海、北京

六日間の旅に参加して 新本 清人

昭和五八年十一月二日、上海の朝霞の雨散歩を終えてホテルでの遅い朝食、持参した梅干やふりかけを頂いての羊粥も同様に飲代りも注文して、今朝、中国の宿車バスを白川に乗り出しての出発。市内観光は先づ古い寺をみ参る。その寺の名は玉仏寺、仏像の古いことその伝説は河魁の寺も同じであるのが境内に掛る歴史所と表示された壁口の木札について説明を求めたところ、それは日本の法務局の比に非ず、仏式による先祖の法事、年回忌を願出るべき場たとさく、バスは市街を走り、上海市の北、虹口公園の中に座す魯迅の像とその像にはかの有名な中国の作家であり文筆、思想に生きた魯迅、その右き目は日本に留学し医学を学び……

役してより中国革命の志士だったと讃えられた魯迅の像になる風石を見る。バスにて程近く着浦江にかかる。浦江より有名なグランドリナー事件に書く、前夜、大庄主の一行にはなじみ深い地の文句にも出て来る魯迅の西馬路、上海の街角、その魯迅の共同相好、グランドリナーに引く江津堤辺の風景建築、橋+

様々な回廊都市の世情を覗き、行き交う人の流、直柱と若い母子の明るく笑顔、新築中のビルにかかると作業用の足場は皆んな竹材を使用しているのも中国は面白いである、と知る。そんな頃一行は中食をとするためホテルに入る。中食は自慢の上海料理との決、中食は別館である東の店は北京に向つて変わったらしい。大飯屋の我々のバスは昔の夢の西馬路、南京路今の津浦路、延安路、河南路と入浴の街を巡りて上海博物館を訪れる。館内には三、〇〇〇年舟のりの青銅器、陶器、古代絵画、文筆等各部門に分れ、その陳列物は二万点を越すと説明されたその一種品の中で特に露園の石仏、日本の奈良飛鳥村より出土した像と同じ経過の前にしはし足々留めた日本人の多かつたことは伴遊の感想と共に一人なるものがあつた。



「四時三〇分、北車へ出発のため一行は上海空港へ。待合室にて小憩の後、一五時四五

分中国民航機一五〇二便は次の目的地へ向つて北上する。離陸後機を待機一時開窓〇分の手袋、機内の乗客はカラフルであり、中国籍人のしき人、アメリカ人、カナダ人、そして日本人と色とりどり、文字も漢字も一枚もなく入り乱れての歌合せ、高度三、〇〇〇mより眺める大陸の夕暮れは空を赤く染め、夕焼けを背にして飛行機は着陸態勢に入る。下界はすでに暗く、一七時二五分ゲートにて別送荷物を受取る。機内は机にシートと冷たい、日本の気温と二四で夜間六で二半程の通り、北京に二歩を印し、オプテ並木の直線コースを市内内に向けて進むこと一時間余、今宵の夕食の待つ北海公園の中の飯店へとバスは走る。その昔、訪れたこと北海公園、湖水の水は空を色とりどりと同じく白鳥を浮べての風景は懐かしい。夕食会場には本日中国の若いカラフルの結婚式場と同席と相成り園境を結んでの祝儀の海は米国人も日本人も同じく賑かな光景をかむす。

夕食を終えてバスに分乗した車取班、大盛班の二行は夜の天安門広場を通り今宵の宿舎前門飯店に入る。明けて十一月四日、本日の日程は朝の十三陵万里の長城と北京市郊外の観光地となる。

以下はスナップ写真に委ねる。

損害事故賠償保険受取りの実例

そのI

不動産業者Xを通じて甲地の分筆測量の依頼を受け境界立会を行ったが、問題は水路の県土木による確認を水利権者であるAの立会を受けず（境界に関しては不要と思った）

水路（青線）は県土木の指示どおり分間図を現地へ置きかえる方法により、又水路の反対側の土地所有者Bの立会はXが印をもらって来るからと言うし、現況水路もほぼ確保されることでもありこれを省略した。

そして県土木の境界確認書も交付されたので分筆をしYへ所有権移転を完了した。ところが、これより一か月経ってAから水路巾が従来のものより狭くなった、水路を管理することが出来なくなったとして苦情の申入れがあった。

反省してみると、水路とBの所有地との境界線がくねくねしていたのを分間図どおり一直線としたため、一部Bの所有地へ水路が喰い込む形となったことと、甲地へ水路の一部

（人が通れる畦畔のようなもの）が残ったため現況の水路を無視した結果となった。

しかし、すでに所有権も第三者に移っていることでもあり、売主にもBにも迷惑をかける訳にいかないのが苦慮したあげく、Y及びBから水路巾の拡張に必要な部分の土地を買い受け且つ工事をなすことで解決することができた。

そこで、頭に浮んだ保険請求をしたところ早速に保険金が払われたので、いろいろ苦労はしたけれども関係者全員が円満に解決することができてホッと胸をなでおろした。

日頃充分な注意を払ってしまつても、あとで何が起るか分からないといった私たちの仕事、不安をいだけば身がつかまる思いのなかで保険の有難さを身をもって感じたものがある。

参 考			
損害			
土地代	Yへ支払い	183,000	
土地代	Bへ支払い	44,400	
工事代		205,000	
合 計		432,400	
		58年10.28請求	
保険金	免 責	50,000	
	差 引	382,400	
		58年11.15入金	

そのII

1. 約200㎡の宅地を4区画に分割することと、建業会社より、分筆登記を依頼されました。

現地には構造物は全く無く、整地後砂利を敷いた上駐車場として利用している土地で、数年経過しているため相当固くなっていた。そこへ道路工事、区割工事をするための仮杭（木杭3cm×3cm×50cm）を入れる作業をしていたところ、下が余りにも固かったため、カケヤで打ち込んだヒョウシに木杭がはね跳び、近くに駐車中の乗用車に当り、運転席側後

部に凹みと擦り傷をつけてしまった。

2、被害物件と被害者

日産セドリック 乗用車 吾年式。1年前に全塗装し外見は新車なみ。

被害者は愛車家で、職業はダンプカーの運転手である。

3、被車輛の修理代と被害者からの要求

(イ) 保険会社から見た通常修理代

凹みの場所をたたき、平らにした上で塗装を施す。——修理代約三、六〇〇円。

(ロ) 被害者から出た要求

塗装を全面丸はぎの上全塗装を施すように。——提示見積り額二六〇、〇〇〇円。

(ハ) 対しての保険会社見積り額は、

一四四、〇〇〇円となった。

4、示談

被害者は修理代二六〇、〇〇〇円を現金で要求して来た。真意は傷の程度がわずかであるので修理するほどのことは無いし、車自体も相当に古く、大金を掛けるのは

もつたいない。したがって金をもらって

他に使いたいらしいということが判明した。したがって当方は、迷惑料その他を

入れて二〇〇、〇〇〇円を支払うことを指示、相手方もそれを飲んで示談となった。

5、保険料の受領

二〇〇、〇〇〇円の賠償に対し、免責額五、〇〇〇円を差引いた一五五、〇〇〇円を受領した。

6、反省その他 グチ

近くに車が駐車されていたにもかかわらず、不注意に作業したこと自体がくやまれる。

それに相手方の気持ちも判らないでもないが、人格性の欠けた人でもあったのも不運であった。



山口会の賠償責任保険加入数

年度 支部名	55年	56年	57年	58年	59年
山口支部	16	17	18	18	18
下関支部	16	16	15	15	15
萩支部	10	10	9	9	10
徳山支部	10	9	10	10	12
岩国支部	17	19	21	22	27
宇部支部	4	5	8	9	8
計	73	76	79	83	90

昭和五十九年度(第三十七回)
山口県土地家屋調査士会

定例総会大綱決まる

去る四月二十一日行われた理事会・支部長
会合同会議に於いて、昭和五十九年度総会が
次の通り行われることに決定致しました。

- 一、日時 昭和五十九年五月二十七日(日)
- 一、会場 山口市 山口県商工会館
- 一、日程 午前十時受付開始
午前十時三〇分開会
午前十一時三〇分議事
午後四時閉会予定

尚、本紙他頁にも記載致しましたが、多数
の会員の出席をお願い致します。又万一都合
により欠席の場合も必ずその旨事務局へお知
らせ下さい。

支部長さんへお願い

総会日程の中に新入会員紹介がありま
す。各支部共今回該当される会員の方に
は、支部長さんよりは是非出席されるよう
お誘い下さい。

「表示登記の日」昭和五十九年度

無料相談集計表

	来客数	登記相談を何で 知られましたか				相談回答満足効果			相 用 建 物		
		市町村広報	ポスター	新聞	その他	満 足	一 応 満 足	不 満 足	そ の 他	土 地	建 物
下関市役所	16	13		1	2	14	2			12	8
岩国法務局	5	3	1		1	3	2			5	1
柳井出張所	7	7				1	6			5	4
山口司調会館	5	5				5				4	2
防府文化福祉センター	4	4				3	1			3	1
徳山市民館	8	5		2	1	3	5			5	4
萩法務局	2	2				2				2	
長門市中央公民館	2	2				1	1			1	1
錦公民館	1	1				1				1	
集計	50	42	1	3	4	33	17			38	21



支部長さん地区理事さん必見

本部招集会合出席率です。御自分で順位をお調べ下さい。

無届欠席（出欠の返事もださず欠席した者）は止めましょう。○印内が無届欠席者数です。

記載方法 — 出席会員数(全会員数) 無届欠席者数

本 部 総 会						本 部 研 修 会			
支 部 地区別	55年度	56年度	57年度	58年度	4年間平 均出席率	57年度	58年度	2年間平 均出席率	
岩 国	13 22 (2)	10 23 (2)	11 25 (4)	11 24 (3)	47.8%	8 24 (4)	3 24 (10)	22.9%	
柳 井	5 13 (4)	7 13 (3)	9 16 (3)	9 16 (1)	51.7%	7 16 (3)	7 16 (6)	43.7%	
周 東	0 12 (2)	0 13 (2)	0 13 (2)	0 14 (2)	0.0%	1 14 (3)	1 14 (2)	25.0%	
錦	1 15 (0)	0 15 (3)	0 15 (2)	0 15 (1)	5.0%	0 15 (3)	1 15 (2)	10.0%	
久 賀	1 17 (2)	1 17 (3)	0 17 (2)	0 17 (0)	7.1%	0 18 (2)	1 18 (3)	6.2%	
岩国計	20 49 (10)	18 61 (13)	20 66 (13)	20 66 (7)	37.5%	16 57 (15)	13 57 (23)	25.4%	
徳 山	15 31 (3)	16 32 (1)	15 34 (0)	20 35 (0)	50.0%	25 35 (1)	13 35 (7)	54.2%	
光	7 11 (0)	4 11 (0)	2 11 (0)	5 11 (0)	42.8%	5 11 (3)	5 11 (1)	55.5%	
新南陽	4 15 (0)	4 15 (0)	2 15 (0)	3 16 (0)	61.9%	2 15 (3)	3 16 (1)	45.4%	
徳山計	26 47 (3)	24 48 (1)	19 50 (0)	28 50 (0)	49.7%	32 49 (7)	21 50 (9)	53.5%	
山 口	12 19 (1)	16 19 (1)	15 19 (3)	14 19 (3)	75.0%	12 19 (5)	13 20 (4)	64.1%	
防 府	8 14 (0)	10 15 (0)	11 16 (3)	14 17 (1)	69.3%	15 17 (2)	8 17 (4)	67.6%	
徳 地	3 14 (1)	1 14 (1)	1 14 (1)	3 14 (1)	50.0%	3 15 (2)	1 15 (3)	40.0%	
美 東	2 13 (0)	3 13 (0)	3 14 (0)	1 14 (0)	64.2%	2 14 (1)	2 14 (2)	50.0%	
美 祿	0 12 (1)	0 12 (1)	1 12 (1)	0 12 (0)	12.5%	0 12 (2)	0 12 (2)	0.0%	
阿 東	3 14 (0)	2 14 (0)	1 15 (0)	4 15 (0)	55.5%	2 15 (1)	2 15 (1)	40.0%	
山口計	28 46 (3)	32 47 (3)	32 50 (9)	36 51 (5)	<65.9%	34 52 (13)	26 53 (16)	57.1%	
萩	6 12 (1)	6 12 (1)	4 12 (2)	6 11 (2)	46.8%	3 11 (5)	7 11 (2)	45.4%	
須 佐	1 12 (0)	1 12 (0)	1 12 (0)	1 12 (0)	50.0%	0 12 (0)	0 12 (1)	0.0%	
長 門	0 18 (2)	2 18 (2)	4 18 (1)	4 18 (1)	27.7%	3 18 (1)	4 18 (1)	35.0%	
萩 計	7 22 (3)	9 22 (3)	9 24 (3)	11 23 (3)	39.5%	6 23 (6)	11 23 (4)	36.9%	
宇 部	11 29 (2)	11 32 (3)	6 33 (3)	11 31 (2)	31.2%	0 31 (5)	10 31 (10)	32.2%	
小野田	3 10 (2)	3 10 (1)	1 10 (4)	3 18 (2)	26.3%	1 18 (2)	1 18 (2)	12.5%	
山 陽	1 13 (0)	2 13 (1)	1 13 (2)	0 13 (1)	33.3%	0 13 (1)	0 13 (2)	0.0%	
宇部計	15 22 (4)	16 45 (5)	8 46 (9)	14 42 (5)	30.2%	11 42 (8)	11 42 (14)	26.1%	
下 関	19 40 (6)	21 43 (3)	18 43 (5)	18 44 (2)	44.7%	13 44 (10)	18 45 (14)	34.8%	
豊 田	3 15 (1)	3 15 (1)	2 15 (1)	1 14 (1)	47.3%	1 14 (1)	1 14 (1)	25.0%	
豊 北	0 13 (0)	0 13 (0)	0 13 (0)	0 13 (1)	0.0%	1 13 (1)	0 13 (2)	16.6%	
下関計	22 48 (7)	24 51 (4)	20 51 (6)	19 51 (4)	42.2%	15 51 (12)	19 52 (17)	33.0%	
合 計	46.4%	46.5%	38.9%	46.8%	44.6%	41.6%	36.4%	39.0%	

訃報

古屋 明会員

大正七年三月一日生

六十三歳

昭和三五年二月一日、人志

昭和五九年三月十八日、死去

自昭和四〇年六月

至、西四年五月

徳山支部長



謹んでご冥福を

お祈りいたします。

お知らせ

金 種 類 金
 一、〇〇〇円、二、〇〇〇円、三、〇〇〇円、四、〇〇〇円、五、〇〇〇円、六、〇〇〇円、七、〇〇〇円、八、〇〇〇円、九、〇〇〇円、一〇、〇〇〇円、一一、〇〇〇円、一二、〇〇〇円、一三、〇〇〇円、一四、〇〇〇円、一五、〇〇〇円、一六、〇〇〇円、一七、〇〇〇円、一八、〇〇〇円、一九、〇〇〇円、二〇、〇〇〇円、二一、〇〇〇円、二二、〇〇〇円、二三、〇〇〇円、二四、〇〇〇円、二五、〇〇〇円、二六、〇〇〇円、二七、〇〇〇円、二八、〇〇〇円、二九、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、三一、〇〇〇円、三二、〇〇〇円、三三、〇〇〇円、三四、〇〇〇円、三五、〇〇〇円、三六、〇〇〇円、三七、〇〇〇円、三八、〇〇〇円、三九、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円、四一、〇〇〇円、四二、〇〇〇円、四三、〇〇〇円、四四、〇〇〇円、四五、〇〇〇円、四六、〇〇〇円、四七、〇〇〇円、四八、〇〇〇円、四九、〇〇〇円、五〇、〇〇〇円、五一、〇〇〇円、五二、〇〇〇円、五三、〇〇〇円、五四、〇〇〇円、五五、〇〇〇円、五六、〇〇〇円、五七、〇〇〇円、五八、〇〇〇円、五九、〇〇〇円、六〇、〇〇〇円、六一、〇〇〇円、六二、〇〇〇円、六三、〇〇〇円、六四、〇〇〇円、六五、〇〇〇円、六六、〇〇〇円、六七、〇〇〇円、六八、〇〇〇円、六九、〇〇〇円、七〇、〇〇〇円、七一、〇〇〇円、七二、〇〇〇円、七三、〇〇〇円、七四、〇〇〇円、七五、〇〇〇円、七六、〇〇〇円、七七、〇〇〇円、七八、〇〇〇円、七九、〇〇〇円、八〇、〇〇〇円、八一、〇〇〇円、八二、〇〇〇円、八三、〇〇〇円、八四、〇〇〇円、八五、〇〇〇円、八六、〇〇〇円、八七、〇〇〇円、八八、〇〇〇円、八九、〇〇〇円、九〇、〇〇〇円、九一、〇〇〇円、九二、〇〇〇円、九三、〇〇〇円、九四、〇〇〇円、九五、〇〇〇円、九六、〇〇〇円、九七、〇〇〇円、九八、〇〇〇円、九九、〇〇〇円、一〇〇、〇〇〇円

会員異動状況

支部	氏名	異動年月日	人種	備考
第一支部	山田 太郎	〇〇年〇〇月〇〇日	加入	
第二支部	田中 次郎	〇〇年〇〇月〇〇日	加入	
第三支部	佐藤 三郎	〇〇年〇〇月〇〇日	加入	
第四支部	鈴木 四郎	〇〇年〇〇月〇〇日	加入	
第五支部	高橋 五郎	〇〇年〇〇月〇〇日	加入	
第六支部	斎藤 六郎	〇〇年〇〇月〇〇日	加入	
第七支部	水野 七郎	〇〇年〇〇月〇〇日	加入	
第八支部	山本 八郎	〇〇年〇〇月〇〇日	加入	
第九支部	石川 九郎	〇〇年〇〇月〇〇日	加入	
第十支部	山口 十郎	〇〇年〇〇月〇〇日	加入	
第十一支部	川口 十一郎	〇〇年〇〇月〇〇日	加入	
第十二支部	松本 十二郎	〇〇年〇〇月〇〇日	加入	
第十三支部	林 十三郎	〇〇年〇〇月〇〇日	加入	
第十四支部	高木 十四郎	〇〇年〇〇月〇〇日	加入	
第十五支部	斎藤 十五郎	〇〇年〇〇月〇〇日	加入	
第十六支部	水野 十六郎	〇〇年〇〇月〇〇日	加入	
第十七支部	山本 十七郎	〇〇年〇〇月〇〇日	加入	
第十八支部	石川 十八郎	〇〇年〇〇月〇〇日	加入	
第十九支部	山口 十九郎	〇〇年〇〇月〇〇日	加入	
第二十支部	川口 二十郎	〇〇年〇〇月〇〇日	加入	
第二十一支部	松本 二十一郎	〇〇年〇〇月〇〇日	加入	
第二十二支部	林 二十二郎	〇〇年〇〇月〇〇日	加入	
第二十三支部	高木 二十三郎	〇〇年〇〇月〇〇日	加入	
第二十四支部	斎藤 二十四郎	〇〇年〇〇月〇〇日	加入	
第二十五支部	水野 二十五郎	〇〇年〇〇月〇〇日	加入	
第二十六支部	山本 二十六郎	〇〇年〇〇月〇〇日	加入	
第二十七支部	石川 二十七郎	〇〇年〇〇月〇〇日	加入	
第二十八支部	山口 二十八郎	〇〇年〇〇月〇〇日	加入	
第二十九支部	川口 二十九郎	〇〇年〇〇月〇〇日	加入	
第三十支部	松本 三十郎	〇〇年〇〇月〇〇日	加入	

六ノ八 社名

ちょっとひといき

詰将棋二題

問題 (B)

4	3	2	1
			角
			王
			角

(持駒) 金・銀

問題 (A)

4	3	2	1
			王
			歩
			金
			龍
			歩

(持駒) 歩

一解答下さい(薄謝進呈)

正解者の中から抽せんで三名様に薄謝進呈します。

ノ切 六月十五日
宛先

山口県土地家屋調査士会事務局

前回の正解者(二四号)

- 山口支部 石田 豊
- 山口支部 八木 右金次
- 山口支部 石村 慶吾

目次

- 提案
 - 会長 三好 敏夫……………(2)
- 本部だより
 - 公共事業部……………(3)
 - 厚生部・企画部……………(4)
- 支部だより
 - 下関支部……………(5)
 - 徳山支部……………(6)
- 土地調査法施行規則改正……………(7)
- 山口地方事務局管区職員名簿……………(9)
- 日調連企画
 - 中国・上海・北京六日間の旅に参加して
写真と文・新本 清人……………(11)
 - 損害事故賠償保険受取りの実例
 - その1……………(12)
 - その2……………(13)
- 山口会の賠償責任保険加入数
 - 定例総会大綱決まる
 - 支部長さんへのお願い
無料相談集計表……………(14)
 - 支部長さん・地区理事さん必見……………(15)
 - 計報・お知らせ・会員異動状況……………(16)
 - ちょっとひといき・編集後記……………(18)

表紙説明

まぼろしの市街図といわれる明治三十二年版、大正八年版、下関市街図の再現図である。下関市は明治二十二年市制施行され、当初の人口は二万七百二十九人であった。ちなみに下関鉄道の開通は明治三十四年五月、関釜航路の開航は明治三十八年九月、明治三十九年二月には山陽線も関釜航路も国営となり明治四十五年六月から東京下関間に特別急行列車が運転された。



	57年度	58年度	対前年比
総報酬金額(千円)	1,325,776	1,323,828	99.8%
総事件数(件)	42,240	41,414	98.0%
(内土地事件数)	22,562	23,294	103.2%
(内建物事件数)	19,678	18,120	92.1%

昨年度の年計表が集計されつつある。詳細については次号に掲載するが総数の一部を速報したい。不景気風は我が業界もしかりで対前年比でもわかるように、総計で一昨年(57年度)よりも落ち込んだ。これといった明るい材料も乏しい昨今であるが、会員一致協力しこの機難をのりきりたい。

広報部ではテレビ他一般貸出に供与できるビデオによる広報企画を打ちだすことを計画している。8%映写・ビデオ撮りに趣味関心をおもちの会員の御協力をお願いしたい。内容は土地境界紛争の実例をドラマ化してとりあげ、広く県民にその重要性を認識してもらう約10分間の放映ものを作り、NHK始めTV各社に報道スペシャル番組に取りあげてもらおうものを目指している。さて……………